

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

2019年7月2日

(下線部変更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(センターと協定を締結している団体等の費用負担義務)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3～9 (現行どおり)</p> <p>(あっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金)</p> <p>第 6 条の 3 あっせんの当事者である加入第 1 種金融商品取引業者等は、当該事案に係る紛争解決手続の実施に関する実費負担金として、あっせん開催期日 1 回当たり <u>47,600 円 (税抜)</u> の利用負担金をセンターに納付しなければならない。ただし、特定事業者のあっせんの申立てのうち、毎年度、4 件目までの事案にあつては 1 回当たり <u>19,000 円 (税抜)</u> (協定事業者でもある場合には <u>9,500 円 (税抜)</u>) の利用負担金とし、10 件目以降の事案にあつては 1 回当たり <u>95,200 円 (税抜)</u> (あっせんが東京、大阪以外の場所で開催される場合は <u>142,900 円(税抜)</u>) とする。</p> | <p>(センターと協定を締結している団体等の費用負担義務)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 特定事業者は、毎年度、細則で定める基本負担金を負担するほか、第 6 条の 3 に規定するあっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金を負担しなければならない。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(あっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金)</p> <p>第 6 条の 3 あっせんの当事者である加入第 1 種金融商品取引業者等は、当該事案に係る紛争解決手続の実施に関する実費負担金として、あっせん開催期日 1 回当たり <u>5 万円</u> の利用負担金をセンターに納付しなければならない。ただし、特定事業者のあっせんの申立てのうち、毎年度、4 件目までの事案にあつては 1 回当たり <u>2 万円</u> (協定事業者でもある場合には <u>1 万円</u>) の利用負担金とし、10 件目以降の事案にあつては 1 回当たり <u>10 万円</u> (あっせんが東京、大阪以外の場所で開催される場合は <u>15 万円</u>) とする。</p> |

別紙 2

(あっせん申立金)

第 32 条 (現行どおり)

別表 2 あっせん申立金

あっせん申立金 (税抜)

| 申立人の請求金額 | あっせん申立金 (税抜) | 申立人の請求金額 | あっせん申立金 (税抜) |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 万円 | 円 | 万円 | 円 |
| 100 以下 | <u>1,900</u> | 2,000 超 2,500 以下 | <u>23,800</u> |
| 100 超 300 以下 | <u>5,700</u> | 2,500 超 3,000 以下 | <u>27,600</u> |
| 300 超 500 以下 | <u>7,600</u> | 3,000 超 3,500 以下 | <u>31,400</u> |
| 500 超 800 以下 | <u>10,500</u> | 3,500 超 4,000 以下 | <u>35,200</u> |
| 800 超 1,000 以下 | <u>12,400</u> | 4,000 超 4,500 以下 | <u>39,000</u> |
| 1,000 超 1,500 以下 | <u>16,200</u> | 4,500 超 5,000 以下 | <u>42,900</u> |
| 1,500 超 2,000 以下 | <u>20,000</u> | 5,000 超 | <u>47,600</u> |

付 則 (2019年7月2日改正)

この改正は、2019年10月1日から施行し、第6条の3(あっせん開催期日1回当たりの利用負担金)は同日以降のあっせん期日開催分から、別表2(あっせん申立金)は同日以降のあっせん申立書センター到着分から適用する。

(注) 改正条項は、以下のとおりである。

第6条の3、別表第2を改正。

(あっせん申立金)

第 32 条 顧客又は加入第 1 種金融商品取引業者等は、第 26 条第 1 項のあっせんの申立てを行い受理された場合には、申立ての受理の通知到着後 10 日以内に、別表 2 に定めるあっせん申立金をセンターに納入しなければならない。

別表 2 あっせん申立金

あっせん申立金

| 申立人の請求金額 | あっせん申立金 | 申立人の請求金額 | あっせん申立金 |
|------------------|---------------|------------------|---------------|
| 万円 | 円 | 万円 | 円 |
| 100 以下 | <u>2,000</u> | 2,000 超 2,500 以下 | <u>25,000</u> |
| 100 超 300 以下 | <u>6,000</u> | 2,500 超 3,000 以下 | <u>29,000</u> |
| 300 超 500 以下 | <u>8,000</u> | 3,000 超 3,500 以下 | <u>33,000</u> |
| 500 超 800 以下 | <u>11,000</u> | 3,500 超 4,000 以下 | <u>37,000</u> |
| 800 超 1,000 以下 | <u>13,000</u> | 4,000 超 4,500 以下 | <u>41,000</u> |
| 1,000 超 1,500 以下 | <u>17,000</u> | 4,500 超 5,000 以下 | <u>45,000</u> |
| 1,500 超 2,000 以下 | <u>21,000</u> | 5,000 超 | <u>50,000</u> |

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」に関する細則の一部改正について

2019年7月2日

(下線部変更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(特定事業者の基本負担金の額)</p> <p>第4条 業務規程第6条第2項に規定する特定事業者の基本負担金の額は、年 <u>95,200円(税抜)</u> とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>付 則 (2019年7月2日改正)</u></p> <p><u>この改正は、2019年10月1日から施行し、同日以降の新規利用登録分または利用登録継続分から適用する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>第4条を改正</u></p> | <p>(特定事業者の基本負担金の額)</p> <p>第4条 業務規程第6条第2項に規定する特定事業者の基本負担金の額は、年 <u>10万円</u> とする。</p> <p>2 センターは、前項の基本負担金の額については、特定事業者の数及び特定事業者に係るあっせん申立て件数等を勘案して、必要と認める場合には、見直しをするものとする。</p> |